

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	資源循環推進課	整理番号	8-2
処分の種類	ポリ塩化ビフェニル廃棄物(高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)の保管事業者に対する改善命令			
根拠法令条例等・条項	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第15条			
処分の概要	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が政令で定める期間内に、保管する当該廃棄物を自ら処分又は処分を他人に委託しなかった場合に、当該事業者に対して期限を定めて当該廃棄物の処分その他必要な措置を命ずる命令			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>次の理由により、現時点において処分基準を定めることはできない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政令で定める期間(平成39年3月31日)がまだ到来せず、命令は発出されないこと。 ・政令で定める期間が到来することにより、処分施設が廃止される等、処分を巡る状況が大きく変化することは確実であること。 ・上記を見極める前にその他必要な措置を予め定めることは困難であること。 <p>【参考】</p> <p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 第12条 環境大臣又は都道府県知事は、保管事業者が第10条第1項又は第3項の規定に違反した場合には、当該保管事業者に対し、期限を定めて、当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置(以下「処分等措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>第14条 保管事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物(高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。)の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間内に、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。</p> <p>第15条 第8条第1項、第9条、第10条第2項、第11条及び第12条の規定は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物について準用する。この場合において、同項中「前項」とあり、及び同条第1項中「第10条第1項又は第3項」とあるのは、「第14条」と読み替えるものとする。</p>			
基準の根拠	—			